



## 毎月第3金曜日は、川西市の「人権デー」です！

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」としています。

憲法は、私たち国民の大切なものです。だからいっしょに考えてみましょう！

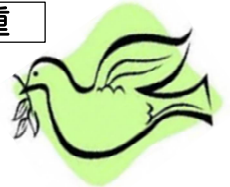
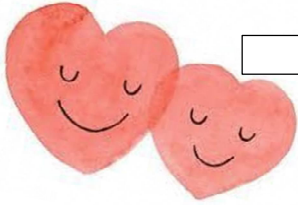
### 日本国憲法の3つの原則

国民主権

平和主義

基本的人権の尊重

私たちの願いがかなう社会であるように。  
争いのない世界、平和な国であるように。  
だれもが心豊かに暮らせる社会であるように。



## 日本国憲法で保障されている基本的人権

- ◇ **自由に生きる権利(自由権)**・・・自由権は、日常生活に権力が干渉しないように求める権利です。
  - ① **身体の自由**: 人を奴隷のように扱ったり、むりやり強制労働をさせたりすることの禁止(第18条)、法律の定める手続きなしに、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることの禁止(第31条)、権力者の一方的な考えで人々を逮捕・投獄したり、拷問や残虐な刑罰を加えたりすることの禁止(第33条~36条)
  - ② **精神の自由**: 思想及び良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、学問の自由(第23条)、言論・集会・結社の自由(第21条)
  - ③ **経済活動の自由**: 財産活用の自由(第29条)、居住・移転及び職業選択の自由(第23条)など
- ◇ **平等の権利**・・・人間は、だれでも、等しく尊重され、平等に扱わなければなりません。「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない(第14条)」
- ◇ **人間らしく生きる権利(社会権)**・・・すべての人間が人間らしい豊かな生活ができるように、国民が国家に対して保障を要求する権利(社会権)が基本的人権として認められています。
  - ① **生存権**: 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)
  - ② **教育を受ける権利**
  - ③ **労働者の権利**: 「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」(第27条) 労働者が労働組合をつくること(団結権)、労働組合が賃金などの労働条件について雇い主と交渉すること(団体交渉権)、労働条件の改善のためにストライキなどを行う争議行為(団体行動権)(第28条)
- ◇ **参政権**・・・参政権の中心は、国民の代表を選ぶ権利(選挙権)と代表に立候補する権利(被選挙権)です。成年者による普通選挙の保障(第15条)、進んで自分たちの要求を国や地方公共団体の機関に訴えること(請願権)(第16条)、最高裁判所裁判官の国民審査権(第79条)など
- ◇ **請求権**  
国民はだれでも、裁判所に訴えて、自分の権利を主張し、公正な裁判を受けることができる(第32条)など

### 人権擁護委員による特設人権相談

※予約優先・無料

とき 5月19日(金) 午後1時~4時  
6月1日(木) 午後1時~4時  
6月16日(金) 午後1時~4時

ところ 川西市役所4階の人権推進多文化共生課で人権擁護委員が相談をお受けします。

◇問い合わせ 人権推進多文化共生課 TEL740-1150

### 総合センター「人権啓発ビデオ上映会」

○5月19日(金)午前10時・午後1時・午後4時  
『あなたがあなたらしく生きるために』 30分

○6月16日(金)午前10時・午後1時・午後4時  
『なぜ企業に人権啓発が必要なのか』 22分

◇問い合わせ 総合センター TEL758-8398

### セクマイ相談・学習会 予約優先・無料

セクシュアル・マイノリティに関する相談・学習会です。毎月第4木曜日に総合センターで行っています。  
5月25日(木) 午後1時30分~4時 <問い合わせ、予約> 総合センター TEL 758-8398